

東浦町議会災害時対応マニュアル

愛知県東浦町議会

令和4年4月1日

はじめに

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行等と相まって、洪水、高潮、土砂災害等の災害リスクが高まっている。

また、南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

本マニュアルは、災害発生時に、東浦町議会（以下「議会」という。）及び東浦町議会議員（以下「議員」という。）がどのような対応をすべきかの共通認識を持ち、適切かつ迅速に行動することで、東浦町（以下「町」という。）と連携し、災害対応に当たることができるよう定めたものである。

1 災害時の役割

(1) 議会の役割

議会は、大規模災害が発生した非常事態においても、町の議決機関としての機能を維持しなければならない。また、災害時には、議員から集約した地域の被災状況等の情報や住民からの要望等を町へ伝達することで、住民と町との橋渡し役になる必要がある。

そのため、議会は様々な事態を想定し、それに対応する体制を整えることで、災害からの復旧・復興においても住民を代表する機関として、大きな責務と役割を果たすよう努めるものである。

(2) 議員の役割

議員は、住民の代表であると同時に一住民でもある。災害時には、人命を第一に自身と家族等の安全を確保しつつ、地域の一員として、被災した住民の救援や被害の復旧のために様々な活動をする役割が求められている。

そのため、議員は議会機能の維持という根幹的な役割を十分に認識した上で、可能な限り地域活動等に従事する役割を担うものである。

2 災害時の町との連携

災害時に災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは、東浦町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）をはじめとする行政の関係機関であり、議会は、議決機関としての役割が基本であるため、その範囲内で対応することとなる。

特に、発災初期においては、町職員が災害情報の収集や応急対策業務等に従事し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請行動については、状況と必要性を見極め、町職員が初動態勢や応急対応に専念できるよう配慮する必要がある。

一方で、議会の役割である議決機能と行政監視機能を的確に発揮するためには、正確な情報を早期に収集し、精査・分析することが必要である。

そのため、議会と町は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害対応に当たる必要がある。

3 災害時の議会对応

(1) 想定する災害

災害種別	災害内容
地震・津波	①町内で震度5弱以上の地震が発生した場合 ②南海トラフ地震臨時情報が発表された場合 ③「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表された場合
風水害	①大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが知多地域を含む区域に発表された場合 ②特別警報が発表された場合
その他	①自然災害のほか、列車事故や大規模火災等の事故、新型インフルエンザ等の感染症、大規模なテロ等による大きな被害が発生した場合又はそのおそれがある場合

(2) 東浦町議会災害対策会議

ア 東浦町議会災害対策会議の設置

議長は、東浦町が第3非常配備（※）を指令した場合又は第2非常配備（※）の指令があり、議会として災害対応、協議、調整等を行う必要があると判断したときは、東浦町議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、災害対応に当たるものとする。

なお、対策会議設置時において、議長及び副議長は、東浦町役場に参集する。

（※）第3・第2非常配備の基準については、別添1参照

■ 東浦町議会災害対策会議

東浦町役場に設置する。

構成員	主な役割
議長	対策会議を代表し、その事務を総括する。
副議長	議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
その他の議員	議長の命を受け、対策会議の事務に従事する。

※議長及び副議長ともに事故あるとき又は欠けたときは、議会運営委員会委員長、議会運営委員会に事故あるときは総務委員会委員長、総務委員会委員長に事故あるときは文教厚生委員会委員長、文教厚生委員会委員長に事故あるときは経済建設委員会委員長、以下各副委員長が議長の職務を代理する。

イ 対策会議の所掌事務

- (ア) 議員の安否確認を行う。
- (イ) 町対策本部から災害情報を収集し、議員に情報提供を行う。
- (ウ) 議員から災害情報を収集・整理し、町対策本部に情報提供又は要請する。
- (エ) 国及び県並びに関係機関等に対し、要望活動を行う。
- (オ) その他議長が必要と認める事項に関すること。

ウ 議会事務局の対応

- (ア) 町対策本部等からの情報収集に努めるとともに、対策会議に情報提供する。
- (イ) 対策会議の事務を補助する。

(3) 災害の発生時期に応じた対応

発生時期	議会の対応	議員の対応
<p>会議中 ※会議とは、 本会議、 各種委員会、 全員協議会等</p>	<p>①議長等は、直ちに暫時休憩を宣告し、議会事務局職員に議員及び傍聴者の避難誘導等の安全確保のための指示をする。</p> <p>②本会議の場合…議会運営委員会を開催し、延会・散会等の検討をし、議長が本会議で宣告する。</p> <p>委員会等の場合…休憩中に継続・閉会の検討をし、委員長等が委員会で宣告する。</p> <p>③議長及び副議長は、町対策本部及び議会事務局と連携し、必要に応じて対策会議を設置する。</p> <p>④議長は、災害及び町対策本部の設置状況、対策会議の設置について、議員に周知する。</p>	<p>①自身の安全を確保するよう努める。</p> <p>②被災者がいる場合は、その相談を行うよう努める。</p> <p>③家族等の安否確認及び自宅の被災状況の確認をし、常時、連絡が取れる体制を確保した上で、連絡先及び活動場所を議会事務局に連絡するよう努める。</p> <p>④議長からの指示があるまでは、被災地及び避難所等で情報収集等を行うよう努める。</p>
<p>会議中以外</p>	<p>①議員の安否確認等を行う。</p> <p>②議長及び副議長は、町対策本部及び議会事務局と連携し、必要に応じて対策会議を設置する。</p> <p>③議長は、災害及び町対策本部の設置状況、対策会議の設置について、議員に周知する。</p>	<p>①自身及び家族等の安全を確保するよう努める。</p> <p>②被災者がいる場合は、その相談を行うよう努める。</p> <p>③常時、連絡が取れる体制を確保した上で、連絡先及び活動場所を議会事務局に連絡するよう努める。</p> <p>④議長からの指示があるまでは、被災地及び避難所等で情報収集等を行うよう努める。</p> <p>⑤災害発生時に町外にいる場合は、被災状況を勘案しながら速やかに町内に戻り、連絡が取れる体制を確保するよう努める。</p>

4 議員の安否確認等の連絡方法

(1) 連絡方法の優先順位

ア メール (gikai@town.aichi-higashiura.lg.jp)

イ 災害用伝言板 (web171)

① <https://www.web171.jp/>へアクセス

② トップ画面から、議会事務局の電話番号をハイフンなしの数字のみ「0562833120」と入力し、登録をクリック

災害用伝言板 (web171) English 한국어 中文 NTT東日本 NTT西日本

TOP画面

伝言の登録や確認ができます。

電話番号 0562833120 登録 確認

お知らせ

九州・中国地方を中心とした大雨に伴い、災害運用を開始しました。

■SSLサーバ証明書移行について

2020年5月1日より、web171はSSLサーバ証明書方式をSHA-2方式へ完全移行します。

伝言板の登録・更新・削除 事前に登録すると「メール」や「電話」で伝言をおとどけできます。

当社は、本サービスをサイト利用規約に従い提供します。[サイト利用規約はこちら](#)
※本サービスの利用者は、本サービスの利用にあたってサイト利用規約が適用されることに同意したものとみなします。

[利用方法はこちら](#)

[「J-ampi 安否情報まとめて検索」はこちら](#)
※NTTレゾナント社が提供するサイトに移動します。企業・団体等から寄せられた、災害用伝言板以外の安否情報も検索できます。

Copyright © 2012 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE EAST CORPORATION
Copyright © 2012 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE WEST CORPORATION

③ 登録用伝言板選択画面から、「ひがしうらちょうぎかい」の伝言板を選択

災害用伝言板 (web171)

TOP画面 > 登録用伝言板選択画面

電話番号 0562833120 登録 確認

あなたの伝言を登録したい伝言板の「登録する」ボタンを押してください。

規定の伝言板 (6件の伝言、09月03日 14:48更新) 登録する

ひがしうらちょうぎかい (6件の伝言、09月03日 15:00更新) 登録する

Copyright © 2012 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE EAST CORPORATION
Copyright © 2012 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE WEST CORPORATION

- ④伝言登録画面から、平仮名で氏名、該当する安否状況にチェック（複数選択可）、伝言（最大 100 文字）を入力し、「登録されている通知先（メール、電話）に本伝言内容を通知する」のチェックボックスにチェックを入れて登録をクリック

災害用伝言板(web171)

[TOP画面](#) > 伝言登録画面

0562833120（ひかしうらちようぎかい）の伝言板です。8件の伝言があります。

伝言を書き込みたい場合、以下に記入後、「登録」ボタンを押してください。

お名前(ひらがな)

安否: 無事です 被害があります 自宅にいます 避難所にいます

伝言
最大100文字

登録されている通知先(メール、電話)に本伝言内容を通知する

[最初のページへ戻る](#)

8. ひかしうらはなこ（09月03日15:14 登録）
安否: 被害があります。避難所にいます。
伝言: 自宅が半壊し、負傷しています。

7. ひかしうらたろう（09月03日15:13 登録）
安否: 無事です。自宅にいます。

※災害用伝言板には最大 20 件まで表示でき、他の議員の伝言も閲覧可。20 件を超えると古い伝言から順に上書きされるが、本伝言板に書き込みがあると役場 PC に通知メールが届く設定にしているため、上書きされた古い伝言も議会事務局が通知メールから確認可。

- ウ ファックス（0562-84-4220）
- エ 電話（0562-83-3120）

(2) 連絡事項

- ア 本人の安否状況
- イ 現在の活動場所
- ウ その他（特に伝えるべきことがある場合）

※（1）ア及びウの場合の文例

タイトル：〇〇〇〇（氏名）の安否報告について
 本文：〇〇〇〇（氏名）です。
 無事です。 or 被害があります（被害状況も）。
 自宅にいます。 or 〇〇避難所にいます。
 その他伝えたいこと～～。

5 発災以降の行動

災害発生時は、特に初動期までは、町職員は災害情報の収集や応急対策業務等に懸命に従事することが予想される。議員の情報収集や連絡、要請等の行動は、町職員が初動態勢や応急対応に専念できるよう配慮して行う必要がある。

そのため、町対策本部の職員やその他執行機関の職員等に対する情報収集や連絡、要請等の行動は、その状況と必要性を見極めた上で、正副議長又は議会事務局を通して行うものとする。

(1) 発災以降の時間経過に応じた行動

時間経過	議会・対策会議の行動	議員の行動
災害発生 (発災～1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認 ・正副議長及び議会事務局と連携・情報共有し、今後の対応方針を検討 ・議員及び町対策本部との連携・情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身及び家族等の安全確保 ・連絡体制の確保 ・自身の安否等を議会事務局に連絡 ・被災者からの相談対応 ・被災情報等の収集
初動期 (発災後 1日～3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の設置 ・議員及び町対策本部との連携・情報共有 ・町対策本部への要望・提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議からの指示に従い行動 ・対策会議との連携・情報共有 ・被災者からの相談対応 ・被災情報等の収集
中期 (発災後 4日～7日)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、議会運営委員会を開催 ・議員及び町対策本部との連携・情報共有 ・町対策本部への要望・提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議からの指示に従い行動 ・議会運営委員会への出席 ・対策会議との連携・情報共有 ・被災者からの相談対応 ・被災情報等の収集
後期 (発災後 8日～)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、臨時会を開催 ・住民に対し、ホームページ等で議会の災害関連活動を報告 ・国や県等に対し、復旧・復興に関する意見書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議からの指示に従い行動 ・臨時会への出席 ・対策会議との連携・情報共有 ・被災者からの相談対応 ・被災情報等の収集

※1 時間経過における日数は目安で表記

※2 議員が被災地で得た情報の報告やそれに対する対応要望については、「被災地状況報告書(別添2)」で議会事務局へ提出する。なお、別添様式での提出が困難な場合は、任意様式での提出も可とする。

(2) 行動時の留意事項

ア 服装・携行品

災害対応活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、軍手、マスク、懐中電灯、携帯ラジオ、着替え、携帯電話及び筆記用具等をできる限り携行する。また、個人用として、食糧や飲料水等も携行する。

イ 交通手段

道路事情により、自動車が使用できない可能性もあることから、徒歩、自転車又はバイクを利用するよう努める。

なお、緊急輸送道路は、災害時に緊急車両の通行を確保するために交通規制がかかることがあるため、通行しないように注意すること（東浦町防災マップ参照）。

ウ 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇した場合は、状況により人命救助等適切な措置をとるよう努める。

6 平常時における備え

(1) 情報連絡手段の確保

情報を受信・発信するための手段を複数用意することに努めること。

また、スマートフォンの充電を確保するため、モバイルバッテリー、乾電池式充電器、車載バッテリー等の携帯に努めるものとする。

(2) 情報収集

日頃から災害対応に関する知識の習得のため、気象警報、災害情報、避難情報その他危機管理に必要な情報の収集に努めるものとする。

(3) 食糧等の備蓄

7日間分以上の食糧や飲料水等を各家庭で備蓄するものとする。

(4) 防災訓練

次の2項目により、議員の災害対応に対する意識醸成と対応行動の習得を図るものとする。

ア 災害発生時に適切な行動がとれるよう、町及び他機関や自治会等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、災害に備えた準備及び訓練に努める。

イ 議会事務局からの一斉メール送信テスト及び議員からの返信訓練を定期的実施する。

(5) 議会災害時対応マニュアルの見直し

本マニュアルは、防災訓練等の実施により得られた課題等を反映させるため、必要の都度、適宜見直し、修正を行うものとする。